（別紙１）

いただいた御意見に対する考え方

No.	いただいた御意見	御意見に対する考え方
1	電力会社が、再生可能エネルギーなどの設備者や 供給先に、線路使用料を払わせる、いわゆる「宿泊税」の様な取り立てをする計画の様だが、電線に流れる電力が、どこの物かなど 判別も着くまい。 料金を取るというなら、原発・化石燃料火力・輸入燃料バイオマスなど、環境に悪い大規模発電からの徴収を高額にし、再生可能エネルギーは 無料とすべきだ。	発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、これまで、小売事業者がすべて負担していた送配電設備の維持・拡大に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者に一部負担を求め、より公平な費用負担とするものです。こうした制度趣旨を踏まえ、今般措置する系統利用者回収金についても、発電事業者に一部負担を求める仕組みとしています。 一方で発電側課金の導入が再エネの最大限の導入を妨げないよう、既認定FIT/FIPについては、調達期間等が終了してから発電側課金の対象にすること、また、新規FIT/FIPについては、調達価格の算定において考慮することとされる等の措置が取られており、こうした整理は、今般の系統利用者回収金にも適用されます。
2	・該当箇所 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令　第四十五条の二十一の十九 ・意見内容 「広域系統整備計画に定める電気工作物の整備又は更新に関する資金」には、運転維持費も含まれており、系統整備回収金としての回収が認められているという理解で良いか。 ・該当箇所 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令　第四十五条の二十一の十九第2項 ・意見内容 系統整備回収金で回収すべき費用のうち、運転維持費については設備が存続する限り必要なため、予め回収の期間や回収の期間内における託送回収金、系統整備負担金を見通すことが困難であるが、第四十五条の二十一の二十で定める変更の申請を都度実施することにより、設備の実態に応じた運転維持費について系統整備回収金の承認が受けられるとの理解で良いか。	ご認識の通りです。
3	１．特定系統整備準備引当金に関する省令について (1)コメント 我が国の一般に公正妥当と認められる会計基準のもとでは、特定系統整備準備引当金は、企業会計原則注解【注18】の引当金の要件を満たしておらず、利益留保性の引当金と考えざるをえないため、貸借対照表の負債の部でなく、純資産の部に計上することが適当と考える。 このため、特別法上の引当金又は準備金が特殊な状況下でその計上が容認されているものであるという事情を斟酌するとしても、その法令化は、慎重に行う必要がある。 (2)理由 いわゆる利益留保性の引当金については、「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針（昭和57年4月20日）」で当時における当面の取扱いが定められている。 解釈指針は、昭和57年における商法改正により利益留保性の特定引当金を排除した際に、企業会計原則の本旨に沿わない特別法上の準備金についての取扱いを定めている。 解釈指針2(2)「特別法上の準備金について」によれば、 「2…特別法上の準備金が同注解に定める引当金に該当しない場合には、当該準備金の特別法による処理は同注解に定める引当金の処理と食い違うことになる。…仮に…特別法による処理を認める…とした場合には…同注解に定める引当金以外のものを容認することになり、企業会計原則の本旨に沿わないことになる。 3…当面…特別法上の準備金については…特定業種の公益性の観点から…特別法上の取扱いを認めることとする。」 とされており、この趣旨に鑑みれば、新たな特別法の制定により利益留保の性質をもつ準備金又は引当金を貸借対照表の負債の部への計上を強制することは適当でないと考える。 会社法上の扱いにおいては立法当局者の解説として、「会社計算規則第147条は、会社法以外の法令の規定による準備金等に関する規定であり、…これらの準備金等は、利益留保の側面が含まれており、負債の部に計上することには問題があるものの、各法律の規律に従い、負債の	本制度は再エネ導入拡大や電力の安定供給のため地域間連系線や地内系統の円滑かつ着実な整備を実施するため、運転開始以降に託送料金で回収する費用の一部について、工事着工段階（運転開始前）から回収し、回収した費用の扱いの明確化を図るため、引当金の計上を、会社の任意でなく、法令により義務づけるものです。 このような性質を持つものについては、会社計算規則第119条及び財務諸表等規則第54条の３において特別法上の引当金として認められているものと考えております。 なお、監査・保証実務委員会実務指針第 42 号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」によれば、「特別法によって計上することが強制されている引当金又は準備金(利益留保性引当金)については、特別法で規定する表示箇所に計上することになる」と記載されており、今回の引当金を負債の部「引当金」に計上することは妥当であると考えております。 また、国際会計基準審議会（IASB）における「規制資産及び規制負債」に関する審議の動向を踏まえ、今後、必要に応じて制度検討を実施してまいります。

	部に計上せざるを得ないものである。」（会社計算規則第147条）としつつも、「…資本の部を純資産の部に改めたことに伴い、こうした利益留保的な準備金等を純資産の部に計上することが特に妨げられるものではないので、そのような余地も残す規定となっている」（同第85条）としている。このような趣旨を勘案すると、むしろ、利益留保性の引当金については会社計算規則第85条（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第67条）の規定に基づき、貸借対照表上「純資産の部」に表示するよう特別法で規定することが適当と考える。 ２．今後の検討課題 国際会計基準審議会（IASB）から公表されている公開草案「規制資産及び規制負債」では、料金規制によって費用を認識する時期とその費用に対応する収益を認識する時期が異なる場合には、規制資産または規制負債を認識することによって、料金規制が企業の収益と費用との関係にどのような影響を与えているかについての理解を財務諸表利用者に与えることが提案されている。特定系統整備準備引当金は、前倒しで回収した料金に見合う金額を系統設備の使用期間にわたり取り崩すものであり、規制負債と同様の効果を有するものと考えられるが、IASBにおける審議の動向もふまえつつ、他事業に適用される会計基準との調和を図ることが望まれる。	
4	電気事業法施行規則等改正案に対する意見（自由化の矛盾解消とプライスキャップ導入の提案） 自由化を進めるなら、寡占状態を是正し本当の競争を促進させるべきです。それができないのであれば、生活必需品のインフラにはプライスキャップを設けて国民の生活を守るべきだと思います。いくら自由化とはいえ、複数の事業を1つの大企業がまとめて扱うと寡占状態になり、競争が起きなくなるのは明らかです。ドコモやソフトバンク、auなどが電気・光・携帯などあらゆる生活必需品をまとめて管理する構造は非常に危ういです。料金高止まりが続き、国民負担が増え続けています。省令案の改正を機に、プライスキャップ（基本プラン上限設定）を導入し、競争が機能しない場合でも国民が安心して使えるインフラにしてください。ご検討よろしくお願いいたします。	今回のパブリックコメントの対象ではないため、回答を差し控えさせていただきます。
5	以下の該当部分について意見を述べます。 ＜該当部分＞ 経済産業省告示 第 〇号 今後は広域系統長期方針を踏まえ、 費用便益分析を行った上で、系統増強判断がなされることから、 新たに増強方針を決定する連系設備及び関連周辺設備に対しては追加事業 報酬を設定しないことと「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力シ ステム構築小委員会」において整理され、また、認定整備等計画の対象の系統整備については「総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会」において、追加事業報酬率を設定できることとし 、一般送配電事業者が追加事業報酬率を 適用した申請を行うことを認めることは妥当と整理されたところであり、第二 規 制 期 間以降のレベニューキャップ制度においても、この整理を踏まえた対応を行う 。 ＜意見＞ 円安・資源高の傾向が続く昨今、追加事業報酬率を設定できるとした本案の趣旨自体に原則異論はありませんが、送電設備増強の必要性の一因となっている再エネ比率向上という目的には反対です。再エネ比率向上のために送電設備を大々的に増強する必要があるということ自体が、発電コストを押し上げる要因となるだけでなく、脱炭素という目的に矛盾すると考えます。また現在検討されている浮体式を含む洋上風力等の普及はメンテナンスに大量の石油を使うことが予想され、益々の石油価格高騰や原料調達の不安定化が予想される近い将来、時勢に合わない発電方法になってきていると考えます。 これらの事業報酬率の増加は、必ず我々消費者の負担に反映されることが必須であり、その意味で追加事業報酬をむやみに上げることには慎重になっていただきたいです。再エネ政策は曲がり角となっていることを認識し、今後のエネルギー政策の在り方を抜本的に考え直す議論をしていただきたいです。	地域間連系線の整備は、再生可能エネルギーの導入拡大のみならず、レジリエンスの強化を通じた電力の安定供給等の観点からも重要であると考えています。 特に大規模な系統整備においては、金額規模、足下の金利動向による影響、投資回収期間の長さを踏まえると、現行の事業報酬率を適用した場合、投資回収の予見性が低くなり、各社が最終的な投資判断を行えない可能性もあると考えられます。こうした課題を踏まえ、大規模な系統（認定整備等計画の対象の地域間連系線）の整備に、追加事業報酬率を設定することは妥当であると考えております。

6	「運転開始以降に託送料金で回収する費用の一部について、工事着工段階（運転開始前）から回収する仕組み」とありますが、ここに大きな違和感を感じます。 先日、経済産業省が募集していたパブリックコメントでは、原子力発電施設の新設にあたり、電気事業者に経済産業省の電力広域的運営推進機関が融資するというものがありましたが、それと関連するパブリックコメントなのではないかと思いました。 このお話を例えてみるならば、まだ工事も始まっていない、完成するかもわからない遊園地の利用代を客に払えと言っているようなもので、遊園地ならば利用するしないは選べますが、電気は水やガスと同じくインフラなので使わないという選択肢はほぼほぼ選べず、強制に近いものです。 今回ご提案されている案は、発電事業者や投資家が負うべきコストやリスクを利用者に広く負わせるものであり、これを許しては公正性も信頼性も失われます。利権と言われても致し方ないやり方ではないでしょうか。 「既に創設されている地域間連系線等の系統整備費用の回収のあり方を定めた全国調整スキーム」とは、上記利権を補完するスキームではないかと疑っております。 今回の改正は白紙に戻して、審議し直す事を求めます。電気利用者の理解を得られなければ、やるべきではありません。よく分からない名目の負担金が勝手にいつの間にか電気料金に上乗せされている現状に辟易しています。名目こそ違えど、これも「増税」「社会保険料増」と代わりません。 どうぞやめてください。	現行のレベニューキャップ制度では、託送料金による系統整備費用の回収は設備運転開始以降となっていますが、特に一定規模以上の系統整備の場合は工期が長く、費用回収の開始までに長期間を要するという課題があります。 こうした制度の下では、整備実施主体は建設期間中のキャッシュフローの悪化を懸念し、結果、必要な投資が停滞する可能性も考えられます。 再エネ導入拡大や電力の安定供給のためには、大規模な地域間連系線等の整備が重要です。こうした系統整備に関する資金調達を円滑化させる観点から、託送料金の前倒し回収を認めることと整理しました。
7	前倒し回収の合理性とリスク分担の説明不足に関する意見文 【該当箇所】 特定系統整備準備引当金に関する省令（第2条・第3条） 【意見】 運転開始前の段階から託送料金により費用を前倒し回収する制度は、需要家に対して未完成設備の費用負担を求めるものであり、従来制度と比較して負担リスクが大きく変化します。しかし、制度導入の合理性や政策目的、また遅延・中止時のリスク分担のあり方について、十分な説明が示されていません。 【理由】 省令案では「使用前期間に回収する額を積み立てる」とのみ規定されており、工事遅延・中止・計画変更が生じた場合の返還方法や、需要家保護のための措置が明文化されていません。前倒し回収は需要家にとって実質的な前払いであり、リスク分担の公平性を確保するためにも、返還ルール・検証手続・第三者監査の仕組みを明確に規定すべきです。	託送料金の前倒し回収措置の対象となりうる地域間連系線を含めた広域系統整備計画の策定にあたっては、その実施案及び事業実施主体を決定する際に、増強の完了時期、工事費等について、電力広域的運営推進機関の有識者委員会における総合的な評価を踏まえることと同機関の業務規程で定められています。また、電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループにおいて、広域系統整備計画に係る費用等を検証する手続や考え方を定めたガイドラインについて議論を行い、工事内容、工期や工事費等の変更にあたっても同様に有識者委員会で評価し、不適切と判断された場合は費用回収を認めない方向で検討を進めています。こうした第三者による検証を通じて、事業の適切な実施を確保してまいります。
8	全国調整スキームの費用算定の透明性欠如に関する意見文 【該当箇所】 一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針（追加事業報酬・全国調整スキーム関連部分） 【意見】 全国調整スキームにおける費用算定および便益評価の方法が明確に示されておらず、国民負担の妥当性を検証することが困難です。費用便益分析を行うとされていますが、そのモデル仕様・前提条件・感度分析の内容が公開されていません。 【理由】 全国調整スキームは全国の需要家が費用を負担する制度である以上、算定根拠の透明性は不可欠です。特に、連系線増強の便益は地域差が大きく、評価方法によって結果が大きく変動します。費用便益分析のモデル、使用データ、前提条件、感度分析の結果を公開し、第三者が検証可能な形で制度設計を行うべきです。	費用算定や費用便益評価においては、電力広域的運営推進機関の第三者の有識者から成る委員会において、その分析の前提条件である割引率や評価期間といったパラメータを変化させた場合における評価結果等の妥当性を審議しており、個社情報等を除いた形で、委員会の資料等を可能な限り公開しています。
9	統計モデル（重回帰分析）のブラックボックス化に関する意見文 【該当箇所】 審査要領 第一区分費用の査定（重回帰分析・トップランナー補正） 【意見】 第一区分費用の査定に用いる重回帰分析の仕様が公開されておらず、査定結果の妥当性を検証できません。説明変数、データ処理方法、外れ値処理、トップランナー補正の算定方法など、査定結果に大きな影響を与える要素が不透明です。 【理由】 重回帰分析はモデル設計次第で結果が大きく変わる手法であり、透明性が確保されなければ事業者・需要家双方にとって予見可能性が損なわれます。査定モデルの仕様書、使用データ、回帰式、外れ値処理基準、トップランナー補正の算定方法を公開し、第三者が検証可能な形で運用すべきです。	今回のパブリックコメントの対象ではないため、回答を差し控えさせていただきます。

10	追加事業報酬の扱いの不明確さに関する意見文 【該当箇所】 指針（追加事業報酬に関する部分） 【意見】 新規の連系線・関連周辺設備について追加事業報酬を設定しないとされていますが、既存案件の経過措置が明確に示されていません。既存案件に対して追加事業報酬を継続するのか、または段階的に廃止するのかが不明確です。 【理由】 追加事業報酬は通常の事業報酬に50%を上乗せする制度であり、料金水準に大きな影響を与えます。既存案件の扱いが不明確なままでは、将来の託送料金の見通しが立たず、需要家の予見可能性が損なわれます。既存案件の取り扱い方針を明確に示すべきです。	広域系統長期方針の策定以前に増強方針が決定された連系設備等については、既に投資判断がなされていることも踏まえ、追加事業報酬を維持することとしています。
11	引当金の積立・取崩しルールの監査可能性に関する意見文 【該当箇所】 特定系統整備準備引当金に関する省令（第3条） 【意見】 引当金の積立・取崩しに関するルールが定められていますが、「特別の理由」による取崩しの定義がなく、恣意的な運用が生じる可能性があります。第三者監査や検証手続が制度として明記されていない点も問題です。 【理由】 引当金は需要家から前倒しで回収した資金であり、厳格な管理が求められます。「特別の理由」の範囲を明確化し、取崩しの際には第三者による監査・検証を義務付けるなど、透明性と説明責任を確保する仕組みを制度として整備すべきです。	特定系統整備準備引当金の取崩しについては特定系統整備準備引当金に関する省令第三条第一項のとおり、当該承認電気工作物が使用された後、取崩しを行うことを義務づけております。 ご意見いただいております第三条第三項における特別の理由については第三条第一項の原則を踏まえたものとなりますので、ご指摘のような恣意的な運用が生じることは見込まれないと考えております。
12	１）本パブコメ全般について 冒頭で、「第４回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループにおいて、運転開始以降に託送料金で回収する費用の一部について、工事着工段階（運転開始前） から回収する仕組みについて審議いただきました。また、同審議会において、既に創設されている地域間連系線等の系統整備費用の回収のあり方を定めた全国調整スキームの制度設計についても見直しを行いました」と述べていますが、この説明では、今回の改正の背景も目的も公募の趣旨も部外者には全く理解できません。パブリックコメント対象者を事業関係者に限定しているのではないかと疑いたくなります。 今の段階でパブリックコメントを求めるのならば、「これこれこういう背景で、現行法を変える必要があり、こういう趣旨に制度を変えることにしたが、これに対して意見はあるか」と問うべきです。こんな重要な制度改正を詳しい説明もなく安易に決めてしまって、細かい規定変更部分だけを出すというやり方でいいのでしょうか。（このパブコメに限ったことではないですが） 私は、今回のパブコメはいったんペンディングにして、この改正の趣旨に対するパブコメをあらためて募集することを強く要望します。 ２）本制度改正の必要は本当にあるのか 私の理解できた範囲でコメントします。 本改正の背景には再生可能エネルギーの増産に見合った電力送電網の増強を行わないと２０５０年カーボン実質０が達成できなくなるという危機感があるのだと思います。送電網の設備投資を促す資金を送配電事業者から計上してもらうためにレベニューキャップを国主導で外して対応する（実質的には国の補助金を上乗せする）ということだと理解しました。一般論としては、インフラ企業が経済情勢に影響されて赤字にならないような制度は必要であると理解しますが、今後の運用において、これを再生可能エネルギー比率の引き上げを目的として送電設備の大規模増強に利用されることに懸念を持っています。 送電設備の増強は、地域の需要構造・系統安定性・費用負担の公平性など、多面的な視点が不可欠であり、特定の電源構成（再エネ主力電源化など）を前提に国が主導する形で進めるべきではないと考えますし、再エネを限りなく増設して数字合わせをする従来路線そのものを見直すことこそが重要ではないかと思います。本規則改正が、結果として特定の電源（再エネ）を優先して見かけ上の数字を増やすための誘導政策に使われるのだとすれば絶対反対です。 電力は同時同量の制約があるため、発電サイドの事情だけでなく、需要サイドを主体にシステム全体のエネルギー量を安定的に供給できる政策（電源中立性・費用対効果・技術の裏付け・地域の自律性・環境保護等をバランスする仕組み）にして頂きたいと考えます。補助金頼みで続けている規定路線を早急に見直してほしいです。国民負担が増え、早晩経済に悪影響が出ることは明らかですので、ぜひとも賢明なご判断をお願いしたいと思います。問題点は元から絶たないとだめです。	今回の改正は、地域間連系線等の整備を円滑に進めることなどを目的としております。 こうした地域間連系線等の整備は、再生可能エネルギーの導入拡大のみならず、レジリエンスの強化を通じた電力の安定供給等の観点からも重要であると考えています。

13	追加事業報酬率を設定できるようにすることは、さらなる値上げにつながり反対である。よって本改正は行うべきではない。	大規模地域間連系線は、広域的取引上、特に重要なものであり、将来的な再エネ導入拡大の見込みや、電力のレジリエンス強化の観点のほか、社会的ニーズを加味し、特に推進すべき政策課題と考えております。 特に大規模な系統整備においては、金額規模、足下の金利動向による影響、投資回収期間の長さを踏まえると、現行の事業報酬率を適用した場合、投資回収の予見性が低くなり、各社が最終的な投資判断を行えない可能性もあると考えられます。 こうした課題を踏まえ、大規模な系統（認定整備等計画の対象の地域間連系線）の整備に、追加事業報酬率を設定することは妥当であると考えております。